

## 2018 年度成蹊大学国際教育センター外国人聴講生 FAQ

例年、多く寄せられる質問について回答を記載します。

Q) 筆記試験の過去問はありますか。

A) 筆記試験の過去問は公開していません。筆記試験では、漢字、文法、読解、作文の問題が出題されます。試験時間は約2時間30分です。

Q) 筆記試験や面接の点数が低い場合には、不合格になりますか。

A) 募集要項に記載したとおり、5レベルの日本語科目を開講していますので、その学生に合ったレベルがあれば聴講を許可することがあります。選考の際は、提出された出願書類、筆記試験および面接の結果、志望動機、現在所属している活動機関（日本語学校等）における出席状況等を総合的に判断し合否を決定しています。

Q) 日本語学校等での出席率は、選考に影響しますか？

A) 上記のとおり、本学における外国人聴講生選考の際には、現在所属されている活動機関（日本語学校等）における出席状況も判定材料の1つとして重視しています。目安としては、4分の3以上の出席率が望ましい、と考えています。

Q) 出願書類の「誓約書」に保証人欄がありますが、留学生の友人に保証人になってもらうことはできますか？また、保証人は、聴講料の連帯責任を負う必要がありますか？

A) 外国人聴講生の保証人は、「日本在住の20歳以上の社会人」に限られるため、留学生を含む「学生」が保証人になることはできません。また、外国人聴講生の保証人とは、聴講料などの連帯保証人ではなく、願書や誓約書の記載内容に誤りがなく、また、出願者が合格後に本学の外国人聴講生としてふさわしい行動を遵守することを保証していただくようお願いします。

Q) 日本語能力試験N1級に合格していますが、学部科目を聴講できますか？

A) 聴講できる科目は、選考後に実施する聴講指導において、日本語能力、志望動機や学習の目的、今後希望する進路（進学等）などを考慮し、本人の希望も踏まえたうえで、成蹊大学が指定します。ですので、たとえ日本語能力試験N1級を持っていても、学部科目を受けるために十分な日本語能力を有していないと判断された場合は、少なくとも前期については日本語科目のみの聴講となります。

Q) 前期だけ聴講することはできますか。

A) できます。聴講期間は半期（前期のみ）もしくは1年（前期・後期）とし、出願時にどちらかを選択してください。半期のみ聴講の場合は、成蹊大学に所属する外国人聴講生としての在留資格「留学」における在留期間も2018年9月30日までとなります。それ以降は、別の活動機関に移籍するか、帰国する必要があります。

Q) 聴講料を「延納」することはできますか。

A) 「延納」はできません。期日までに聴講料を納付していただく必要があります。

半期のみ聴講の場合は半期分を、1年間聴講の場合は1年分を一括で振込んでいただくことになります。また、いったん納入された聴講料は返還できません。

Q) 不合格の理由を教えてください。

A) 一切お答えできません。

Q) 在留資格変更や在留期間更新など、成蹊大学が手続きを代行してくれますか？

A) 成蹊大学は代行しません。在留期間が満了する前に各自の責任において、期間更新等の手続きを行ってください。

Q) 聴講許可が取り消されることはありますか？

A) 聴講科目のうち、1科目でも5回以上の欠席が確認された時点で、理由の如何を問わず「聴講許可取消し」となり、関係省庁等に連絡します。

また、成蹊大学に所属する外国人聴講生としてふさわしくないとみなされる行動を取った場合や、授業の際に代返等の不正行為を行った確認された場合にも、その時点で聴講許可取消しとします。

Q) 授業は毎日ありますか？

A) 大学の授業は月曜日から金曜日まであり、土曜日や祝日にも授業を行うことがあります。

アルバイトなどの都合を優先させ、時間割を組むことはできません。

Q) 成蹊大学専用学生寮や国際交流会館に入寮することはできますか？また、外国人聴講生は通学定期を購入できますか？

A) 外国人聴講生は入寮できません。また、通学定期券や学割は適用されません。

Q) 外国人聴講生に出願する前に、成蹊大学の先生に会って相談することはできますか？

A) 選考における公平性の観点から、本学の教員が受験生または受験を考えていらっしゃる方やご関係の方々と直接会って相談に乗ることはお断りしております。

ご不明な点等ございましたら、成蹊大学国際教育センターまでメールでお問い合わせください。

(お問い合わせ先 : [siis@jim.seikei.ac.jp](mailto:siis@jim.seikei.ac.jp))

以上